

夕陽会便り

2015年5月20日発行（26号 総会特集） 夕陽会広報部

4月20日例年通り香港園において、会員70名出席のもとに、2015（平成27）年度の夕陽会定時総会が開催された。それに先立つ4月13日に理事会が開催され、事前審議が行なわれた。特に、町会費値上げについて、熱心な討議が行われ、総論【値上げやむなし】との理解が得られた。可能ならば値上げ幅の抑制、支出の見直し（特に防犯カメラ関連）など、数値のシミュレーションを前提に、総会への新提案は役員会に一任された。町会費値上げ案を含め、その他理事会により一部修正された各議案は、総会において全て原案通り可決・承認された。

最後に緊急提案されたのが会則の一部微修正、すなわち「**町会の名称が夕陽会である**」ことを、第一条に明記した。理事会において、夕陽会が単なる地域の任意団体であると誤解されているとか、町会とは認識されていないとの意見があり、夕陽会という名称を町会として積極的にアピールすべきだとの指摘に基づき改定した。新理事承認の段では、雅叙園の新オーナー「ベストプロパティ」の対夕陽会窓口小笠原真一氏が紹介され、挨拶された。

引き続き懇親会が開催され、アルコタワーアネックスのテナントamazonのファシリティーマネージャー平岡恭子氏、鈴木香織氏が紹介された。その挨拶から、町会と法人との新たな関係が切り開かれる予感がしたのは筆者のみではないだろう。また今年も、子ども会メンバーの親たちが子どもと一緒に参加したが（子ども15名）、今年の特徴は父親の参加が増えたことと、子ども達が大きく育ったことだろう。

2015（平成27）年度 夕陽会定時総会議事録（要約）

開会挨拶：西会長（司会：佐藤）冒頭 高橋松子さんのご冥福を願い、全員で黙祷。

1. 2014年度活動につき、報告・承認（西）

- ①一般事業活動（西）
- ②防火活動アピール（柳澤に代わり佐藤）および 防災緊急連絡網第4案（塚田）
- ③子ども会活動（細川）
- ④手すりの設置（七沢）

2. 2014年度会計につき、塚田会計より報告・小川監事より監査報告、承認。（2頁参照）

3. 2015年度新理事メンバー候補および役員候補選出の提案・承認。（西 3頁参照）

4. 2015年度活動につき、提案・承認。（西）

5. 2015年度予算につき、塚田会計より提案・承認。（2頁参照）

町会費値上げ案、佐藤より提案・承認

（戸建て：1,200円→**1,300円/年**、マンション600円→**800円/年**、法人→**5%**）

（マンションは空室か否かにかかわらず、実戸数分で課金する方式に変更する）

（参考：近隣町会は2,400円から3,600円のところが多く、1,200円という町会は見当たらない）

6. その他

- ①夕陽ヶ丘街づくり協議会活動報告（七沢）
- ②夕陽会規約の一部改訂を提案・承認（佐藤）

閉会挨拶：椎野副会長（引き続き懇親会）

予算・決算報告

【収入の部】

項目	2015年 (H27)予算	2014年 (H26)決算	2014年 (H26)予算
町会費	1,070,000	1,072,200	1,120,000
補助金(区より)	540,000	538,075	600,000
雑収入(還付金)	40,000	44,200	50,000
受取利息	251	251	200
小計	1,650,251	1,654,726	1,770,200
前年度繰越金	1,387,619	1,957,322	1,957,322
合計	3,037,870	3,612,048	3,727,522

【支出の部】

項目	2015年 (H27)予算	2014年 (H26)決算	2014年 (H26)予算
人件費	100,000	138,000	100,000
防災対策費	100,000	104,177	100,000
交通防犯対策費	600,000	257,586	260,000
地域環境保全費	10,000	3,269	10,000
青少年育成費	100,000	126,117	100,000
慶弔(敬老)費	100,000	94,522	70,000
諸寄付関係費	400,000	392,000	400,000
渉外費	150,000	201,672	100,000
会議費	350,000	440,043	350,000
修繕費	50,000	0	50,000
印刷費	300,000	358,763	300,000
通信費	60,000	61,640	60,000
事務費	10,000	24,485	10,000
雑費	30,000	22,355	30,000
小計	2,360,000	2,224,629	1,940,000
次年度繰越金	677,670	1,387,619	1,787,522
合計	3,037,670	3,612,248	3,727,522

■2014年度決算上のコメント

- 支出面で見ると、総額 28 万円余の予算オーバー。
特に、渉外費・会議費・印刷費 3 項目での予算超過が目立つ。次いで、人件費・青少年育成費である。
前記3項目は、いずれも町会活動が活発化すれば増える項目であるが、申請があれば必要であろうと考えそのまま認めるとの方針で運用してきた結果である。
- 収入面では、11万円弱予算未達である。
一つは大きな未収金 3 万円が発生したためである(アルコタワー・アネックスの所有者が 1 月末に代わり、事務手続き上持ち越した)。二つめは、区からの補助金が昨年度を6万円下回ったためである。

■2015年度の予算について

- 支出総枠を昨年度実績レベルを大きく上回らう、実績を参考に各項目に割り振った。
- 交通防犯対策費**の内、防犯カメラ関係費を一括支出を止め、リース方式とし次年度以降にも均等に負担させる方式を検討中。
- 会議費**の抑制は、極めて困難である。すなわち、最大の支出である懇親会が終わってしまったので、後は役員会、理事会の会議費を半減するしかないだろう。
(来年度は、懇親会の会費を 2,000~5,000 円にする案、もっと安い会場に変える案が提案されている。)
- 渉外費**は、警察・消防・祭り・近隣町会等との付き合いに必要な潤滑剤であるが、最小限に絞っても予算内に収まるのは、厳しいと予想している。
- 印刷費**を予算内に抑えるため、発行回数を3回に減らす、カラー印刷を減らす、A4一枚にするなどが提案されている。一方、唯一のコミュニケーション手段だから質量ともに落とすな!という強い意見もある。

◎注

総会での予算承認後、町会費値上げ案が承認されたので、町会費収入 **140 万円**を目指す。
一方、支出総額を **10 万円**削減するため、大きな支出項目のチェックを期途中で行う。

■ 2015 年度夕陽会理事・役員

役職	氏名	住所
会長	西 春雄	4-5
副会長(総務)	田中 稀一郎	下目黒
副会長(広報)	佐藤 至弘	4-4
副会長(会計)	塚田 晴子	4-5
副会長(環境)	七澤 基	マンション雅叙苑
副会長(防災)	奥村 潤一郎	4-5
副会長(防災)	柳澤 浩一	4-6
副会長(防犯)	杉野 秀子	杉野学園
副会長(防犯)	椎野 開八郎	4-4
監事	小川 大助	4-5
監事	中村 胤夫	マンション雅叙苑
理事(防犯)	佐久間 雅良	ラビ目黒
理事(子ども会)	細川 知子	パークタワー目黒
理事(民生委員)	柳澤 雪子	上大崎 4-6

役職	氏名	住所
理事	関根 一彦	パークタワー目黒
理事	与倉 守英	4-5
理事	鴻田 次章	目黒パークマンション
理事	斉藤 雅之	セレニティ目黒
理事	小谷 和晴	4-5
理事	浦山 隆男	マンション雅叙苑
理事	斎藤 恭平	4-5
理事	磯部 日出夫	4-6
理事	藤岡 克志	目黒芙蓉ハイツ
理事	今井 達郎	マンション南目黒苑
理事	金子 孝彦	マンション南目黒苑
理事	レオ・シューマカ	カトリック目黒教会
理事	青山 正昭	ドレッセ目黒
理事	森 美恵子	ラビ目黒
理事	小笠原 真一	雅叙園を代表して

★町会費値上げの背景

【5年にわたる赤字予算の大きな要因】

- ①町会活動のお知らせ「夕陽会便り」の発行
- ②防犯カメラの設置(現在カメラ 18 台、録画機 11 台、当初は区の補助金との関係で機器買い取り)とそのメンテナンス(点検保守、劣化機器の交換、電気代を含む設置協力への謝金)
- ③防災用資機材の購入とその維持活動
- ④子ども会の活動
- ⑤総会への参加者の増加(会食費補填は会議費として計上される)
- ⑥消費税の負担増(26 年 4 月の 3%、29 年 4 月の予定 2%)

【理事会での各種意見】

- >上記 5 項目の町会活動量を削減すべきではない。むしろその水準を維持・向上すべき項目である。
- >集金の手間以外に、マンションが戸建てより安くていい根拠はない。同じでいいのではないか！
- >町会費がこんなに安いとは知らなかった。600 円と言われて月額と思ったくらいである。
- >値上げの絶対額はたいした数字ではないと考えるが、一気に 50%値上げと言われるとその率に驚く。
- >値上げには賛成である。支出を見直し、ギリギリの値上げ案を役員会で再考し、総会に提案せよ。

★夕陽ヶ丘街づくり協議会 報告

◎2014 年度実績

支出関係：庶務費支出： 約 1 千円 繰り越し： 約 88 万円
 事業費支出： 約 17 万円 繰り越し： 約 3,400 万円

* 手すりの設置

* ドレメ通り入口付近の強風対策活動開始

◎2015 年度計画

- ① 花と緑の事業継続
- ② 必要ならば、防犯カメラメンテナンスのため、町会費支援
- ③ 行人坂上の強風対策検討(パークタワー目黒と SMBC 別館ビル風)
(コンサルタント会社に依頼し、教えを請うことにした)

(町会)夕陽会会則 (2015年4月20日微修正)

第1条 本町会は夕陽会と称す。

第2条 本会は品川区上大崎4丁目・上大崎3丁目・西五反田3丁目および目黒区下目黒1丁目の一部各居住者、法人および対象テリトリ内に土地・建物等を所有する者または近い将来所有することが明確な者（代表者）のうち役員会が認めた者を以って組織する。

第3条 本会の事務所は前2条の町内に置く。ただし、恒久的事務所が定まるまでは**会長の自宅**とする。

第4条 本会は、会員相互の親睦協調および発展向上と福利のために、地域的な**共同活動**を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

第5条【総会】 総会は**本会の会員が自らの意思表示をする場**と定義し、定時、臨時の2種とする。

1. 総会は会長が召集しその議長を務める。
2. 総会の決議は出席会員の過半数の賛成に依る。

第6条【定時総会】 1. 定時総会は毎年4月中に行う。

2. 前年度の会計・活動報告の承認、および本年度の予算・活動計画の審議、地域の課題を検討する。
3. 理事若干名および監事2名を選任し、**重要事項の事前審議を委任する**。

なお、**理事・監事の資格**は、別添基準により選出されることが望ましい。

第7条【臨時総会】 1. 臨時総会は、会員の緊急要請に基づき、**役員会に諮り**必要に応じ開催する。

なお、**会員20名以上の要請**があれば、会長は開催しなければならない。

2. 理事および監事の補充選任・解任を行うことができる。

第8条【理事会】 1. 理事会は理事および監事で構成され、**総会に諮る事項および総会開催を待てない緊急事項の審議を行う**。

ただし、議決事項は直近の総会に報告することとする。

2. 期初、理事会メンバー互選で、会長1名・副会長若干名・会計1名の役員を選任する。
ただし、期の途中にあっても、役員の変更を決議できることとする。
3. 理事会は必要に応じ会長が召集しその議長を務める。
4. 理事会成立の要件は、メンバーの半数以上の出席とする。
5. 理事会の決議は出席メンバーの過半数の賛成に依る。

第9条【役員会】 1. 役員会は第8条2項の会長以下のメンバーで構成され、本会の日常運営に当たる。

2. 役員会は、必要に応じ（月1度程度）会長が召集しその議長を務める。

第10条【監事会】 1. 監事会は監事2名で構成され、会計監査を行う。

2. 監事が必要と認めたとき、役員会の日常活動の監査を行う。

第11条 理事会メンバーの任期は**1年**とし、定時総会選任後から翌年の定時総会までとする。

ただし、再任を妨げない。また、途中で新たに選任された者の任期は、次回定時総会までとする。

第12条【会長代行】 何らかの事由で会長がその責を果たせないときは、役員会メンバー互選で会長代行者を選任し、その責務を代行させる。なお、その代行期間は、会長の復帰もしくは次期定時総会までとする。

第13条【委員会等の設置】 一定期間内に集中的に審議する課題に対応するために、委員会等を設置することができる。

設置の可否は理事会で審議し、運営指導は役員会に委任する。その活動報告は、役員会、理事会、および総会にて行う。

第14条 本会は会の運営上必要に応じ、会員ではない相談役およびオブザーバーを置くことができる。ただし、議決権はないものとする。

第15条 本会の諸経費は、町会費、および区補助金、寄付金、その他を以って充当する。

その会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。

第16条 本会則を変更する場合は、総会の議決を必要とする。

第17条 本会則に定義されない事項発生時は、**社会常識のルール**に従う。

第18条 本会則は決議の日から適用される。

以上